

第2次伊賀市総合計画 第2次再生計画（仮称）策定方針

1 策定趣旨

- 本市では、2004（平成16）年の合併時に第1次伊賀市総合計画を策定し、さまざまな施策の推進や事業の実施に取り組んできました。
- その間、少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷など社会経済情勢が予想を超えて変化したことに対応していくため、2014（平成26）年度から概ね10年先を見据えた第2次伊賀市総合計画を策定しました。
- 第2次伊賀市総合計画は、新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民目線で分かりやすいものとことを重視するとともに、簡素で効率の良いマネジメントサイクルによる市政運営を進めることとしています。
- 第2次伊賀市総合計画は、私たちが市が目指す姿（将来像）である『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市を実現するためのや基本的なまちづくりの基本理念や、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す「基本構想」と、基本構想に掲げる将来像を達成するため、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す「再生計画」で構成しています。
- 「再生計画」は市長の任期を基本としており、2014（平成26）年から2016（平成28）年までの3年間を期間とする第1次再生計画では、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸としながら、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体が連携・協力した分権型のまちづくりを推進してきました。
- 第1次再生計画は2016（平成28）年度で計画期間が終了することから、「基本構想」に掲げる伊賀市の将来像の達成に向け引き続き取り組んでいくため、このたび2017（平成29）年度から2021（平成32）年度までの第2次再生計画（仮称）を策定します。

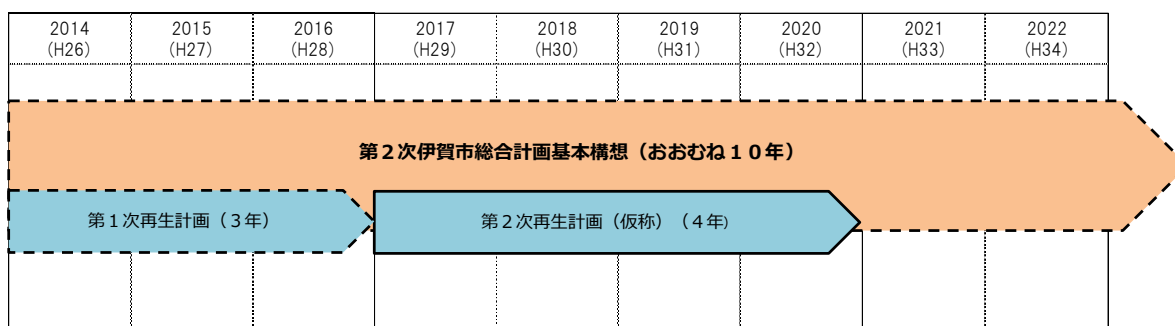
2 総合計画の構成及び期間

(1) 構成

第2次伊賀市総合計画は、「基本構想」及び「再生計画」で構成されます。

(2) 期間

- ① 「基本構想」 2014（平成26）年度からおおむね10年間
- ② 「再生計画」
 - ・第1次再生計画 …… 2014（平成26）年度～2017（平成28）年度
 - ・**第2次再生計画（仮称） 2018（平成29）年度～2021（平成32）年度**



※今回は、第2次再生計画（仮称）を策定しようとするものです。

3 計画策定の視点（基本的な考え方）

(1) 基本構想における視点

① 「勇気と覚悟」

- 人口減少・地域経済の低迷・厳しい財政状況
 - 伊賀市の「潜在力」
- } の認識と痛みの共有

(2) 第1次再生計画からの継続的な視点

① 「市政の再生」

- ムダを省きながら効率的・効果的な市政運営をスピード感を持って行う

② 「分権型のまちづくり」

- 「ムダのない財政運営」＋「市民目線・市民感覚による市政」

(3) 第2次再生計画（仮称）における新たな視点

- ① 第1次再生計画における取組の総括
 - ② 今般の社会情勢や新たな価値観
- } などを踏まえ検討する

4 策定体制

(1) 庁内体制

伊賀市総合計画等策定本部設置要綱に基づき、必要な調査検討及び計画案の策定を行うため、以下の組織を設置します。

- ① 伊賀市総合計画等策定本部（本部長：市長、~~副本部長：副市長~~）
 - ・計画案の策定に関すること
- ② プロジェクトチーム（リーダー：企画振興部長、~~副市長~~）
 - ・調査研究及び計画素案等の策定に関すること
- ③ 部会（部会長：プロジェクトチーム員）
 - ・調査研究及び計画素案等の策定作業に関すること

(2) 総合計画審議会

伊賀市総合計画審議会条例に基づき、市長は、計画の策定に関して総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。

(3) 住民自治協議会

伊賀市自治基本条例に基づき、市長は、計画の策定に関して住民自治協議会に諮問し、答申を受けます。

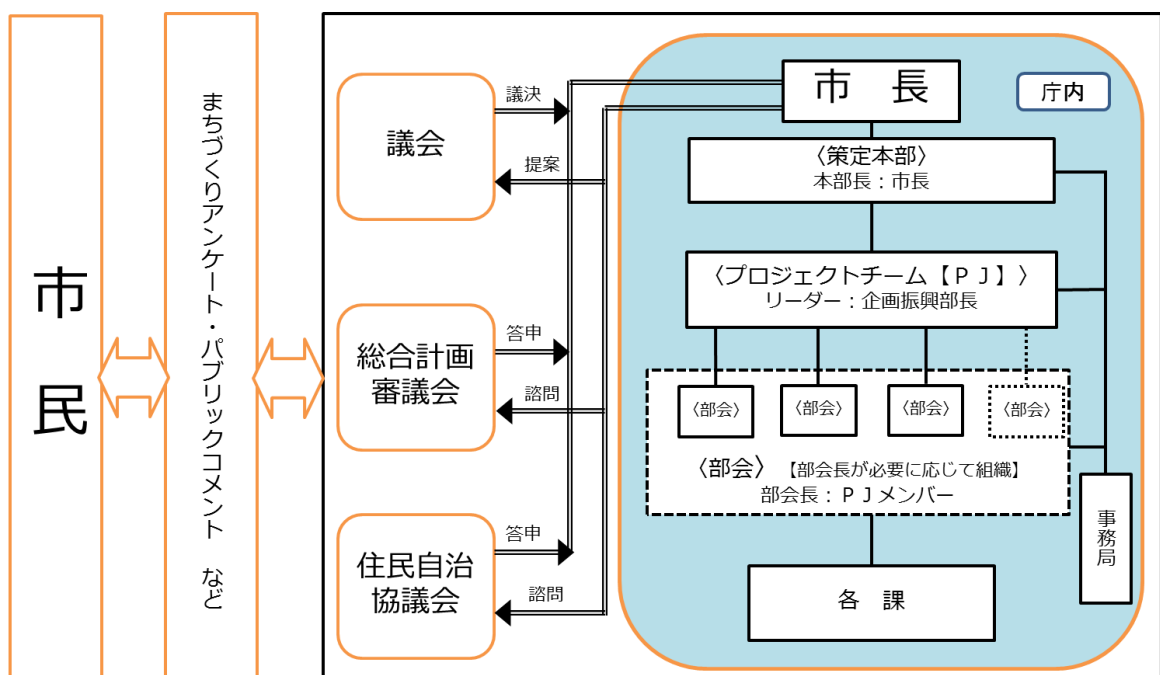
(4) 議会

中間案を議員全員協議会において報告し、最終案を市議会に提案し議決を受けます。

(5) 市民

計画の策定にあたっては、市民の意向が直接反映されるよう、十分な手段を講じます。

- ① 公募市民委員の起用（総合計画審議会）
- ② 市民アンケート（まちづくりアンケート）の活用
- ③ パブリックコメントの実施（中間案）



5 策定の流れ（イメージ）

